

1 津別町地域福祉計画策定委員会設置条例

(平成 25 年 6 月 27 日条例第 30 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、津別町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進をするため、津別町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議をするものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係町民団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要であると認めるときは、関係機関及び関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

2 委員会は、必要であると認めるときは、関係機関から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。